

青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録に係る実施要綱

制定 令和3年10月29日

(目的)

第1条 この要綱は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号。以下「法」という。）等に基づき、青森県（以下「県」という。）における全国がん登録事業（以下、「青森県全国がん登録」という。）及び青森県地域がん登録事業（以下、「青森県地域がん登録」という。）の実施について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

(実施主体等)

第2条 青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録は、県が主体となり、県所在の病院及び県から指定を受けた診療所（以下、「病院等」という。）と連携して実施する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(登録室の設置)

第4条 県は、青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録を実施するため、青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課（以下「がん・生活習慣病対策課」という。）に青森県がん登録室（以下「登録室」という。）を設置する。ただし、法第24条第1項及び第17条の規定により権限及び事務の委任を行った場合は、登録室は当該権限及び事務の委任を受けた者において設置するものとする。

2 登録室は、法第2章（法第5条から法第43条まで）に定める都道府県知事の事務のほか、この要綱に定める県の事務を行う。ただし、法第24条第1項及び第17条の規定により権限及び事務の委任を行った場合は、当該の委任の範囲に限るものとし、その他の事務はがん・生活習慣病対策課において処理する。

3 登録室は、前項の事務を行うに当たって、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」（発行：厚生労働省、国立研究開発法人国立がん研究センター）及び「全国がん登録における青森県がん情報管理要領」（以下、「情報管理要領」という。）に則った安全管理措置を講ずるものとする。

(事業内容)

第5条 県は、青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録において、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 法第6条第2項に基づく青森県全国がん登録にかかる診療所の指定・取消

がんに係る情報の届出を行う診療所（以下、「指定診療所」という。）の指定及び取消。なお、指定診療所に関し必要な事項は「青森県全国がん登録診療所指定要領」に定めるもの

とする。

(2) 情報の収集

ア 青森県全国がん登録に関し、病院等から提出された、全国がん登録届出票（以下、「届出票」という。）の収集。なお、届出票の収集に関し必要な事項は現行の「全国がん登録届出マニュアル」（発行：国立研究開発法人国立がん研究センター。以下「届出マニュアル」という。）に従うものとする。

イ 次の調査の実施。なお、厚生労働省からの通知による場合、又は県が必要とする場合に限る。

①死亡者新規がん情報に関する厚生労働大臣からの通知に基づく届出(遡り調査)。

②厚生労働大臣による審査等のための調査（住所移動確認調査）。

③生存確認調査。

(3) 審査・整理及び提出

病院等から提出のあった届出票等の審査・整理及び厚生労働大臣への提出。

(4) 情報の管理

青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録により収集された情報（以下「青森県がん情報」という。）の適正な管理。なお、その他必要な事項は情報管理要領に定めるものとする。

(5) データベースの整備

ア 青森県がん情報を一体的に記録し保存するデータベースの整備。

イ 当該データベースに保存する青森県がん情報のうち、一定期間経過した情報の加工（以下、「匿名化」という。）又は消去。

(6) 情報の提供等

ア 市町村又は自らが、がんの状況を把握し、がん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために必要とする、当該行政機関に係る青森県がん情報の提供及び利用。

イ 届出を行った医療機関又は診断時の患者在住市町村に対する、当該機関および市町村に関する青森県がん情報の提供。

ウ がんに係る調査研究等に必要となる青森県がん情報の提供。

エ 情報提供を行うにあたり必要な事項は「青森県全国がん登録に係る情報の提供に関する事務処理要領」及び「青森県がん登録事業に係る資料利用に関する取扱要領」に定めるものとする。

オ 情報提供依頼申出者が情報を利用する際に遵守すべき事項については、「青森県がん情報の利用規約」に定めるものとする。

(7) その他、青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録の実施に関し必要な事項を行う。

2 病院及び市町村等は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 届出票による届出

(2) 遡り調査票の提出

(3) 住所異動確認調査

(4) 上記のほか、青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録の実施に関し必要な事項

(青森県生活習慣病検診管理指導協議会の意見の聴取)

第6条 県は、次の各号に定める場合においては、あらかじめ青森県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 法第18条第1項、第19条第1項又は第21条第8項若しくは同条第9項の規定による都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報の利用又は提供を行おうとするとき（法第18条第2項、法第19条第2項、法第21条第10項関係）。
- (2) 第9条、第10条又は前12条の規定による地域がん登録情報又はその匿名化情報の提供を行おうとするとき（第9条の規定により県が自ら利用する場合を除く。）。
- (3) 法第18条第1項第3号の規定により同項第2号に掲げる者に準ずるものを定めようとするとき（法第18条第2項関係）。
- (4) 法第22条第2項の規定によりデータベースに記録し、保存する情報の範囲を、第5条第2項に定める情報から拡大しようとするとき（法第22条第2項関係）。
- (5) 法第22条第3項の規定により都道府県がん情報の匿名化を行おうとするとき（法第22条第4項関係）。
- (6) 第5条第3項の規定により地域がん登録情報の匿名化を行おうとするとき。
- (7) 政令第6条第2項第9号の規定によりがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者の指定を行おうとするとき（政令第6条第3項関係）。
- (8) 法第24条第1項の規定による県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として、政令第8条第1項の規定によりがん医療等について科学的知見を有する者の指定を行おうとするとき（政令第8条第2項関係）。

2 県は、青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録の実施に当たって、協議会の意見を尊重するものとする。

(情報の提供に関する窓口組織の設置)

第7条 県は、一元的窓口機能として、申請を取りまとめ、情報の提供を行う調整機能等の役割を果たす組織（以下「窓口組織」という。）を設置し、次の各号に掲げる事務を実施する。

- (1) 情報及び定義情報等の保管、整備
- (2) 事前相談への対応
- (3) 提供依頼申出者からの申出文書の受付
- (4) 情報の提供に係る協議会との連絡調整
- (5) 協議会の庶務
- (6) 審査結果の通知
- (7) 情報及び定義情報等の提供
- (8) 調査研究成果の公表前確認
- (9) 情報の利用期間終了後の処置の確認
- (10) 利用者による利用実績の報告に係る事務
- (11) 厚生労働大臣からの求めに応じた提供状況の報告

2 窓口組織は、県とする。ただし、法第24条第1項及び第17条の規定により権限及び事務の委任を行った場合、当該権限及び事務の委任を受けた者は必要な事務等について県と共同

で行う。

(協力の要請)

第8条 県は、この要綱に定めるもののほか、青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録の実施に関し必要があると認めるときは、病院及び市町村等又はその他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

2 前項の協力を求められた病院等又はその他の関係者は、その求めに協力するものとする。

(秘密保持義務その他の義務)

第9条 青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録に従事した者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、また、これらの情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。また、その業務を離れた場合も同様とする。ただし、既に公表されている情報については、この限りではない。

(開示等の制限)

第10条 青森県がん情報は、法第35条に基づき、青森県個人情報保護に関する条例（平成10年12月青森県条例第57号）その他の個人情報保護に関する例規の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができない。

(その他)

第11条 法、政令、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第137号）、届出マニュアル及びこの要綱に定めるもののほか、青森県全国がん登録及び青森県地域がん登録の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年10月29日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、青森県がん登録事業実施要綱（昭和63年5月23日制定）は、廃止する。